

令和8年1月27日
教 育 相 談 課

ほっとスクールにおける昼食に関する支援の実施について

1 主旨

ほっとスクール（教育支援センター）は、集団生活への適応や基本的生活習慣の改善、社会的な自立や学校生活への復帰に資する支援を行うための施設として運営を行っている。

現在は、設備面の制約から昼食を提供していないが、北沢学園中学校に併設するほっとスクール「北沢」の開設にあわせ、全ほっとスクールに通室する児童・生徒が安定的に昼食を取れる環境を整える。

規則正しい生活リズムを形成し、「食べる」という基本的習慣を整える重要な要素である昼食への支援により、ほっとスクールに通う児童・生徒の基本的生活習慣の改善を図り、社会的な自立や学校生活への復帰への基盤とする。

2 現状

ほっとスクールの通室に当たっては、基本的に弁当持参だが、令和5年度から、弁当を作る保護者負担の軽減のため、希望する家庭には、区が紹介した事業者と保護者が直接契約する形式でのデリバリー弁当の配達を行っている。

一方、ほっとスクールは学校給食費無償化の対象外であり、同じ教育施設でありながら、その恩恵を受けられていないという保護者からの意見も寄せられている。

3 ほっとスクール「北沢」における昼食の提供

北沢学園中学校の給食施設を活用し、ほっとスクール「北沢」において、中学校の学校給食と同等の昼食を提供する。学校給食ではないが、学期中に提供される昼食であり、学校給食費無償化の趣旨を踏まえ、費用は無償とする。

- (1) 対 象 ほっとスクール「北沢」に通室する児童・生徒及び職員
- (2) 内 容 北沢学園中学校の生徒向けに調理された学校給食と同等の昼食
- (3) 提供日 北沢学園中学校で給食を提供する日に準じる
- (4) 開 始 令和8年5月
- (5) 経 費 9,567千円
 - ①食材費：2,895千円
 - ②調理委託料：6,672千円
- (6) 費 用 無償
 - ※職員は、学校給食における教職員の取扱いと同様に有償

4 ほっとスクールに通う児童・生徒が昼食の提供を受けられない場合の支援
ほっとスクール「北沢」で昼食を提供する一方、設備面の制約で昼食を提供できない他のほっとスクールへ通う児童・生徒やアレルギー等の理由により、ほっとスクール「北沢」で昼食を食べられない児童・生徒も存在する。

このため、区立小中学校において、食物アレルギー等の事情で給食の提供を受けることができず、学校給食の代替として弁当を持参している保護者に対して、世田谷区立小中学校給食弁当代替者補助金を交付していることも踏まえ、ほっとスクールにおける昼食提供代替補助金として給食費相当額を補助する。

これにより、ほっとスクール「北沢」にて昼食を喫食する児童・生徒との負担の公平化を図る。

(1) 概要

ほっとスクールで昼食を取った日（概ね昼食時間帯に通室した日）について、学年ごとの学校給食費相当額を交付する（年3回程度を予定）。

なお、希望すれば在籍校でいつでも給食を食べられる機会を確保するため、在籍校での給食停止は要件としない。

(2) 経費

6,930千円

【積算根拠】給食費単価（※）×児童・生徒の延べ通室日数の想定

※ 小学校単価：低学年354円、中学年395円、高学年427円

中学校単価：489円（自校調理方式）

5 今後のスケジュール（予定）

2月3日 文教常任委員会報告

4月 昼食提供代替補助金の申請受付開始

5月 ほっとスクール「北沢」での昼食提供開始